

論説：

## 20世紀初頭ジャワ・マドゥラの稲米流通をめぐって

植村 泰夫

はじめに

かつてジャワは米の大輸出地域だったが、19世紀以降の植民地開発の進展とともに次第に大陸部東南アジア3地域からの輸入が増加し、その食糧事情は外米輸入への依存を強めていった。筆者は引稿「1910年代末～20年食糧問題とジャワ社会」(『東洋史研究』57-3)において、インドネシアで1910年代末に輸入不調が原因で発生した食糧危機についてジャワ・マドゥラを対象に検討し、植民地政府の稲米流通規制が商業の側からの強い抵抗に遭い、十分には貫徹しなかったことを述べた。しかし、そこでは稲米流通の実情については十分に触れることができなかった。

この問題については従来ほとんど研究が進んでおらず、ジャワ社会経済史研究の中で残された課題の1つである。そこで、さしあたり小論ではこの点の解明に向けての第一歩として、20世紀初めになされた『福祉減退調査』の報告を検討し、ジャワ・マドゥラにおける稲米流通を概観してその特徴を考えたい。

### 1、ジャワ・マドゥラにおける稲米過不足の地域構造

先ず、20世紀初めの各地域毎の稲米の過不足状況を見ておくことにするが、各県毎の数量データは存在しないので、ここでは『福祉減退調査』の各県報告の記事などから考察を進めることにする。

#### (1)米輸出県

先ず調査実施76県中で域内で生産された稲米が

恒常的に輸出されると考えてよいのは、セラン(「現在まで常に輸出剰余がある」[M.W.L.Banten 203])、パンデグラ(「大量の米を輸出できるだけの生産があり…」[ibid.])、クラワン(「毎年、クラワンとチラマジャから大量の米と稲がバタビア及び中・東ジャワへ輸出されており、凶作年でさえも輸出はかなりの量に上る」[M.W.L.Batavia 203])、チアンジュール(「スカブミ県では大量の米がチアンジュールとバイテンゾルフから輸入される」[M.W.L.Prianger 203])、インドラマユ(「通常の状態では、また凶作の場合でさえ、非常に大量の米が主としてヨーロッパ市場向けに輸出される」[M.W.L.Cheribon 203])、バニユマス(「大抵の場合には、米と稲がここから他理事州へ輸出される」[M.W.L.Banjoemas 203])、デマック(「収穫期には、デマックから大量の米がクドゥス市へ輸入され…」[M.W.L.Semarang 203])、マゲタン(「稲販売はマゲタン市で収穫直後にだけ行われるが、マディウンとソグウィへの輸出向けである。」[M.W.L.Madioen 199])、トゥマングン(「米が輸入されるのは凶作が多い非常に乾燥の激しい年だけであるが、これは本県では少ない。逆に大量に輸出されているが、それは収穫が住民需要を大きく越えているからではなく、数ヶ月間必要を維持するだけで残りを販売するからである」[M.W.L.Kedoe 203])、ソグウィ(「本県は非常に大量の米を産出し、輸出剰余を出す」[M.W.E.Madioen 73])、ポノロゴ(「米は輸出され、輸入はされない」[M.W.L.Madioen 203])、トレンガレック(「通常では輸入はなく、輸出される」[M.W.L.Kediri 203])、ベルベック(「年々、稲商人、米商人の手でかなり

の量が本県からスラバヤ、王侯領などへ輸送される」[ibid.]、ブリタル(「米価は以前よりやや上昇したが、それは人口増加と、交通手段の改善によって大量輸出が容易になったことによって、華人、欧人の買い上げが増加した結果である。」[M.W.L.Kediri 199])、パスルアン(「稲米は本県から周辺諸県に輸出されている・・・」[M.W.L.Paseroean 203])、ジュンブル(「米輸入はなく、大量に輸出される」[M.W.L.Besoeki 203])、パナルカン(「(原住民商業により)1904年、海上経由で輸出された農産物は、稲 79,000ト、米 17,500ト・・・陸上経由の輸出データはないが、稲米に関する限り少なくはない。」[M.W.H.Besoeki 359])、「30年前と比較すると外米輸入は若干増えているが、逆に内地米の輸出も増加しつつある。」[M.W.E.Besoeki 73])、パニウワンギ(「需要に十分な栽培があり、厳密に必要な量以上に作られていることは、精米所が5軒あることに示される」[M.W.L.Besoeki 203])の18県である。こ

表1 米余り県の各種データ

県	1人当たり 水田面積	周年灌漑		1919~20年 1人当たり水稲収量
		水田比率	水田比率	
セラシ	0.16	5.5%	24.7%	3.40
バンデグラシ	0.09	33.7%	34.1%	3.42
クラワシ	0.20	10.0%	32.4%	5.53
チアンジュール	0.16	n. a.	n. a.	4.95
インドラマシ	0.24	31.1%	44.0%	5.31
パニユマス	0.09	57.0%	31.3%	3.27
デマツク	0.26	4.0%	59.1%	5.09
マゲタン	0.14	78.9%	0.0%	2.25
トゥマングシ	0.11	89.4%		3.74
ポノロゴ	0.11	67.1%	25.5%	2.23
ツガウシ	0.23	24.0%	56.4%	5.04
トレンガレツク	0.07	44.5%	27.5%	n. a.
ベルベツク	0.15	22.9%	46.9%	2.48
ブリタル	0.06	62.9%	31.9%	2.15
パスルアン	0.07	92.6%	0.0%	2.82
ジュンブル	0.10	96.2%	3.8%	3.91
パナルカン	0.11	99.6%	0.0%	3.28
パニウワンギ	0.10	100.0%	0.0%	5.51

単位：1人当たり水田面積はハウ、1人当たり収量はト  
表註：人口は1905年当時のものを計算に使用した  
出所：水田面積と比率は M.W.V<sup>3</sup>:bijl.2 と M.W.K.:bijl.1  
の数字から計算、1人当たり収量は Landbouwatlas  
1926 II :staat III (44~75)による

れらは米余り県といってよい。

それでは、これらの諸県が稲米を輸出できる条件はどこに求められるのであろうか。表1に示したデータから見ると、先ず1人当たり水田面積は0.06~0.26ハウと差が極めて大きい。福祉減退調査では、県別のこの数字は0.04(スムヌツプ県)から0.26(デマツク県)の間にあり、これのみが規定的な要因ではないことは明らかである。次に灌漑状況を見ると、パスルアン、ジュンブル、パナルカン、パニウワンギは最も水利条件のよい周年灌漑田の比率が90%を越えるが、セラシ、デマツクは10%にも満たない。さらに、時期は異なるが1919~20年の1人当たり水稲収量を見ると、ブリタル、ポノロゴ、マゲタシのようにそれが極めて低く、Landbouwatlasによれば米輸入が必要な地域に属するものも、ここに含まれる。したがって、これらの諸県が稲米輸出が可能である条件はより複雑であり、今後、個別に検討することが必要である。<sup>(1)</sup>

## (2)米輸入県

他方、輸入から見ると、米を大量に輸入しているのが29県、小規模輸入が18県、通常では輸入がないのが25県、4県は輸入規模不明であるという[M.W.V<sup>3</sup>:139]。表2は、上述の報告が依拠したデータを翻訳したものである。これを見ると必ずしも上のようにいえるか疑問がなくもないが、理事州毎に言えば、米輸入が必要ないのはバンテンとマディウシのみである。他方、特にチェリボン、ブカロンガン、スマラン、レンバン、スラバヤ、パスルアン、プスキといった北海岸沿いの地域とマドゥラでは輸入の必要な県が多い。また内陸部から南海岸にある諸理事州では輸入県と輸出県が混在している。<sup>(2)</sup>

米輸入の理由は様々であるが、凶作等による一時的不足を補うため以外の理由として『福祉減退調査』が上げるのは以下のような点である。第1に、本来的に稲作に適した耕地が不足しており、域内の生産が必要に満たないこと。この点で最も

表2 ジャワ・マドゥラにおける県別米輸入状況

連理州	県 (afdeeling)	米 輸 入 (備考)	輸入の理由
ハ・ンテン	セラフ アニヤル	なし (大規模な凶作時のみ、この県では米不足が発生する) Bodjonegara副都のみ	収穫が必要に満たない
	ハンデグララン	なし Serang, Pandeglangから	1880, 81年のみ、疫病の害を被り牛疫とそれの対策のために貧困化した住民を手当するために、当局の手でラングーン米輸入
ハ・タウ ニア ブリア	チャリンギン レバック	なし 1882年の牛疫後はなし	
	パ・イテンアル クラウン パ・フトデシ	少量 少量	食料の消費用のみ
ンゲル	キアンシ スカーフ スカタ リンハンガン	なし 少量 大量 なし Batoewangiで大量	米の収量は住民にとり十分、輸入は数人と農企業のためだけにされる 多数の農企業にとって栽培は十分ではない 水田が少なく、住民は乾地作物、特に茶栽培をより重視する。東部のために若干の白米が輸入されるが、住民は主としてより満足度の高い赤米を栽培するからである。 地域商業のため
	スカーフ ラ	北部陸地地域のBandjar, Pasirpandjang のみ大量	
チェリ ボン	チェリボン イントラマユ	Pilembonのみ少量 再輸出のためだけ	域内生産が不十分 正直でない商人が「イントラマユ米」として輸出するために、稲米を輸入する 収穫不良
	マシヤルカ カール クニカン パニユマス フムワゲルト	通常年には少量、1900, 1901, 1902年 には輸入激增 少量 Tjilawigebangにおいてのみ大量 なし 通常時には少量	副収入を求める かなり広範な砂礫栽培の結果、恐らく種栽培が不十分
ブ・カ ンガ	ブルホ リンゴ パシヤルヌガラ チラチャップ	大量 なし (トウモロコシが主食) 通常はなし	Poerwokerto部で土地の一部に砂礫栽培が盛んになることによる 耕地不足により米の栽培が十分ではない。また、近隣諸県の米価がより安いことによる。
	ブ・カ ンガ	天量	1903年、非常に異常な天候によって凶作が発生し、水田が休閑された。 人口集中により、長く収量が十分でない(拡大した砂礫栽培)
スマラン	バタン テカ フ・マラン ブレベス	Batang部のみ Balapoeangではなし BoemidjawaとDjatinegaraでは少量 Tegal, Adiwerna, Soerodadi部では大量 SlawiとPangkalでは大量 少量、輸出の方が多い なし なし	利益を上げるため、輸入シム米は「シヤフ米より安いから、収量が少なすぎる。(拡大した砂礫栽培)
	スマラン	大量 大量 なし 1899-1902年に大量 稲は大量、大半が田植え時、米は少量 (備註によると1902年, 03年, 04年にそれぞれ稲2, 400 ヒ・コル, 3, 200ヒ・コル, 5, 600ヒ・コル, 米200ヒ・ コル, 100ヒ・コル, 200ヒ・コルを輸入)	大規模な駐屯所と少なすぎる収穫。 栽培が少なすぎ(拡大した砂礫栽培) 凶作、あるいは収量不良の際のみ輸入される。 牛疫、コレラ、熱病といった災害の連続 住民需要に十分な稲が栽培されており、輸入は収穫の成功 如何による(拡大した砂礫栽培)
ゲト ウ	クト ッス	大量	Koedoes, Tjendono, Tenggeles 部では凶作が十分でない。なぜならそこでは水田が少な すぎ、さらにそこに砂礫栽培が盛んされる。
	ゲト ウ	なし、但し1901, 02年には輸入 Magelang部で大量、その他の部では少量 少量	駐屯部隊。米収量は住民のためにようやく十分な程度。 輸入は多くの凶作を伴う非常に乾燥した年に必要だが、そ のような年は滅多にない。 収量が不十分 年に2回行われ、それによって凶作の場合を除いてちよう ど需要を満たす収穫の成功如何による。 煙草地帯では煙草が作られ、稲が作られない。
マデ イ ウン	ブルワ レシ クフ メン	大量 通常年は少量、1901, 02年に大量、 しかし1903年には大量に輸出 大量、年平均5000ヒ・コル	凶作による米不足時のみ 異常な凶作の際、少量のみ 例外的に、異常な凶作の際には少量の米を輸入。
	マデ イ ウン	なし なし なし なし なし	
レンバ ン	レンバ ン	沿岸陸地帯で大量	農民は水田をほとんどか全く持っていない。また、土地を 耕さない人々のための輸入。 収穫が不十分。稲と農作物が非常に豊作の時のみ輸入はな く、輸出さえされる。 1901年に華人によりサイゴシ米が輸入されたが、収 穫が期待通りでなかったからである。
	ト ラバ シ ホ ジ ヤ ン ゴ ロ	なし 近2年は少量 なし	
スラバ ヤ	ブ ロ ラ スラバ ヤ	なし 大量、1895年 72, 432, 772kg. 1900年 94, 898, 245kg. 1901年 139, 249, 659kg. 1902年 129, 485, 226kg. 1903年 38, 052, 813kg	1901年, 02年には凶作のために増加した。輸入は後 青地にも向けられる。栽培は需要に十分である。188 5~1900年の15年間に人口は59%増加したが、耕 地と収量は同じままである。
	シ ト アル シ ョ	大量、他県から、并本は少ない。	広範な砂礫栽培。米を輸出する者に対する水田貸出。 人口増加。
マド ウ ラ	モ シ ョ ク ル ト シ ョ ン ハ ン グ リ ッ セ ラ ン カ ン	雨季の輸入と収穫後の輸出はほぼ等しい。 なし 大量 少量	やや大規模な凶作の際だけ輸入される。 稲収量が十分でない。 凶作や土地の一部が休閑される場合のみ輸入されるが、 輸入米の方が安いからである。
	パ メ カ サン ス ム ヌ ッ フ パ ン カ ラン サン パン	大量、毎年大量。(トウモロコシが主食) 大量、毎年大量。(トウモロコシが主食) 大量、毎年大量。(トウモロコシが主食) 大量 (トウモロコシが主食、シヤフ米が収穫補助として現物で支 払いを受けるマドゥラ人も稲を輸入する。)	収量が不十分。 収量が不十分。Kangean部のみが必要を超える稲を 生産する(だから輸出している)。 収量が不十分。

クティリ	クティリ トッムンアグン トレンカ、レック ベルベック ブリタル	大量、役所所在地のためのみ(それ以外の所で時折輸入が行われる場合には、その原田は収穫直後に蓄えを売ってしまうが、よその価格の方が安いところにある。) Toeloengagoeng, Ngoenoet 郡及び Tjampoerdarat の一部で大量 通常時にはなし 小量	灌漑用水不足の運行 1901、1902年には天候不順による収穫不良。 1902年のような大規模凶作の年のみ 収穫直前に蓄えを使ってしまったか、輸出してしまった時のみ。
パスマ アン	パスマアン バンギル マラン ブロボ、リンゴ クラクサーン ルマジャン	大量、より安いシャム米、サイゴン米(Tenger 地方では主食はトウモロコシ) Bangil, Gempol のためだけ 大量、黒部のためだけに外国米(輸入はコーヒー収穫の結果と関係。それが多量時には多数の人々が外部から流入し、この場合輸入は莫量1000台分程度に達する。) 大量(マトラウ向け大量の輸出。)	住民の大半が土地なしであること、砂礫地帯。 多数の人口を抱える黒部の需要、また欧人と東洋外国人の需要のため。稲の収穫は十分でない。 ブロボ、リンゴ(はルマジャン及びブラスキの一部のため)の港である。 欧人、華人の消費。
ブラスキ	ホント、ウォ ブラスキ ジュンバル パナルカン パニユンキ	小量(原住民は好んで beras-djagoeng を食べ、時にはberas padiと混ぜる。) 小量、収穫後、稲がDjemberから荷車で運ばれ、遠海で販売される 小量(生産は需要を満たしている) 小量(収穫は地域の需要を満たしている。米は好んでberas-djagoengと混ぜられる。) なし 大量	デササ酋長が農民に対して余り多くを売らないようにと十分に警告しない時。 投機凶悪。

出所: M. W. V<sup>a</sup>: bijl. 13

典型的なのはマドゥラである。第2は、人口の急増に伴う需要増加に生産が追いつかない場合である。例えばスラバヤ県では1885~1900年の間に主としてスラバヤ市の発展によって人口が59%も増加したが、耕地面積の拡大は見られず、また単位面積当たり収量も増えていない[M.W.L.Soerabaja 203]。第3は、県内に人口密集地がある場合である。バイテンゾルフ県では輸入は首都での消費のためである[M.W.L.Batavia 203]といわれ、サラチガ県では需要に対して生産が少なすぎることとともに、大規模な駐屯所が3ヶ所あることが上げられている[M.W.L.Semarang 203]。さらにバンドン県やスカブミ県では、県内農企業の労働者向けに大量の米を輸入する必要がある[M.W.L.Prianger 203]。マラン県では、スラバヤ経由で輸入されるシャム米が永租借地や政府コーヒー栽培地で販売されるが、コーヒーが豊作の場合には住民の収入が増加して米消費が増え、さらに収穫労働者が大量に流入するので輸入量は貨車1,000台分に上ることもあるという[M.W.L.Pasoeroean 199;203]。第4は、商業作物栽培に耕地が使われる場合である。例えば、ウォノソボ県では毎年平均して5,000トンの米が輸入されるが、煙草地帯の農民が十分な稲を栽培しないからだという[M.W.L.Kedoe 203]。しかし、特にこれが顕著なのは糖業の砂糖黍栽培が大規模に展開される場合で

あり、糖業地帯40県の内、23県は域内生産の不足を米輸入で補う必要がある[M.W.V<sup>a</sup>: 139]。

以上に述べたのは、基本的には域内米生産が需要に満たないため輸入しているケースである。しかし、生産が特に不足している訳ではないにもかかわらず、稲米を輸入しているケースも見られる。例えばパスマン県では、輸出によって生じる不足分を「安いシャム米、サイゴン米で埋めなければならぬ」[M.W.L.Pasoeroean 203]と報告される。パナルカン県も同様である。

このようなことが発生する理由は幾つか上げられる。1つはこの事例に見られるように輸入米の方がジャワ米より安いからであり、テガル県でも同様に「大量のより値の高いジャワ米が輸出され、安いサイゴン米が輸入」されている[M.W.L.Pekalongan 203]<sup>(3)</sup>。

次にブランド志向とでもいうべき理由での輸入・輸出が行われるケースがある。インドラマユ県では、凶作の場合を除くと、「稲米を輸入するのは、それをインドラマユ米として再輸出しようとする、正直ではない商人」[M.W.L.Cheribon 203]であり、インドラマユ米ブランドでヨーロッパに輸出する目的で他地域の米が輸入されている。

さらに投機目的の米輸入も各地で見られる。例えばチェリボン県では「Cheribon, Sindanglaeot, Losari郡でサイゴン米その他が輸入されるが、ほぼ

全て他地域へのトランジット交易のためのものである。・・・自らの消費のための米輸入も行われるが、少量にすぎない。ここでは高い必要を満たすためというよりは、投機であると考えられる。」[ibid]とあり、テガル県では先に上げたサイゴン米以外にジャワ米も輸入されるが、それは「主として収穫期によそで手に入れることができるより安い価格のためであり、プリアンゲル理事州、パニユマス理事州に位置する周辺諸郡の収穫期は、本県諸郡のそれとはたいへい異なるからである。米商人はこの方法によって増収を計ろうとする。」[M.W.L.Pekalongan 203]という。

いずれにせよ、こうした結果、稲米は極めて複雑な形で流通することになる。次に、農民が稲米をどのように販売していたかを検討することにしたい。

## 2、農民の稲米販売

### (1)窮迫の販売と政庁の対策

農民の稲米販売は既に19世紀半ばには盛んだった。政庁は1863年に地方行政首長に対して民間の米取引に対するあらゆる仲介を控えるよう命令したが、行政側は食糧と種用の不足、税の滞納、買い上げ者側の詐欺行為、競争の欠如による買い叩きを防止する目的で介入したという[Hasselmann 1914:13]。このように、農民の稲米販売は窮迫的性格が強かったといつてよい。

この状況はその後も基本的には変わらず、1900年、政庁は行政官吏に対して、住民に全部の稲を売ってしまわず、種用・食糧用に十分なストックを保持するように強力で奨励することを命じている。この結果、福祉減退調査各県報告の設問201に対する回答では、行政側から住民に対して稲を売りすぎないように説得や命令が行われた県は調査76県中の37県に及んでいる。<sup>(4)</sup>

中でもサラチガ県では、①華人買い上げ商人の県都外での営業禁止、②1897年の政庁第一秘書回

状で、稲を全部売らず種用、食糧用に十分ストックするよう住民に強力で勧告せよと命令、③スマラン理事命令(1901年7月15日付け回状no.10546/3)で、デサ首長に対して住民の稲ストックを調査し、食糧用、種用、税支払いのための販売用、個人的必要を満たすための販売用のストックを協議の上で決定するよう命令、④各農民は栽培面積に応じて一定量の稲をルンブン・デサに搬入しなければならない、との措置が取られた[M.W.L.Semarang 201]。またジュンブル県でも、①水田占有者は1人当たり1.5ametの稲を家族食糧用に貯蔵する義務を負う、②10~12glajoengs/ハウの最良の稲を苗用として貯蔵することを義務付ける、③収穫稲は可能な限り家に運ぶこと、④稲米販売はパッサールでなされるのでなければ、デサ行政と協議の上で副郡長が指定した場所で行うこと、が命令されている[M.W.R.Besoeki 507]。さらにチアンジュール県では稲は指定されたパッサールで販売されるが[M.W.L.Prianger 198]、それは「華人買い上げ者と原住民販売者の接触を図り、全収穫を売ってしまわないようにするための禁止に基づいて若干の管理ができるようにするために、稲取引のために場所(パッサール)が指定され、そこでは決まった日に稲の取引ができる」[M.W.H.Prianger 368]という政策的意図によるものだった。

また、政庁がこの時期にルンブン・デサ設立を強力で奨励したのも、これと関連が深かった。政庁は既に19世紀初めから食糧用・種用に貸し付けるための稲を村落内に貯蔵させることに留意してきたが、1904年以降、これが制度化されることになった。その目的は、稲が買い上げ者の手に余りに早く渡ることを防止し、それによって収穫期とその直後の稲価格暴落と、数ヶ月後に買い上げ者の手にある稲価格が高騰することを防止すること、農民が困窮なしに土地を適正な時期に耕作できるようにすることにあつた[Encyclopaedie

IV:605~606]。ハッセルマンはこの制度が一般化するのには1906年以降であり、同年末には稲貸付を目的とするものが7,424、種籾用などを貯蔵するためのものが5,936あったというが[Hasselman 1914:29]、福祉減退調査が実施された1904~05年の時点でも既に多くの地域で設立が進んでおり、

表3 チェリボン理事州におけるルンブン・デサ

県	デサ数	ルンブン数	
		1902年8月末	1903年8月末
チェリボン	454	322	394
インドラマユ	91	94	93
マジャルンカ	246	55	98
クニンガン	225	235	230
ガル	238	238	269
計	1,233	944	1,084

出所：Huls 1904：15~16

特にデマックとチェリボンで目覚ましかった[Cramer 1929:50]。例えば後者では表3に示されるように1902年には大半のデサに設置されているが、ここでは1901年にメスマン(J.W.Mesman)の手で、「原住民行政、住民との協議を経てその同意を取り付けた後に設立が着手され」、概ね住民に支持された[ibid.:25~27]。またスメダン県でも1901年、レヘントの奨励により多数のデサに住民の自発的な寄付に基づきルンブンが設立され、結果は良好だったという[ibid.:20]。

もっとも、これらの設立に際しては稲米を取引する富裕層からの反対が見られた。すなわちチェリボンでは「米の貸付を生業とする原住民資本家の側からの反対」[Mesman 1904：307]があり、「このデサの制度がデサ内の有産階級(bezittende klasse)の反対に遭うことが予想されることは、強調しておかなければならない。一般に籾や現金の余りを持つ原住民は、普通それを慣例的な、概して厳しい条件で貸し付けるからである。」[Reglement 1904：116~117]といわれる。またフルスも、有産階級や若干のデサ首長の反対があったことを報告している[Huls 1904：16~19]。さらにその設立後にもチェリボンでは「ルンブンが年々

貸し付ける量は、もしそうでなければ大半が米商人の手で流通に投じられるたであろう。インドラマユでは、大米商人たちが米価を一定の範囲内に保つ協定を結んだ。この低く保たれた米価のせいで、ルンブンの稲を借りた多くの人々は借りた稲を精米してそこから得られた上質の米を売って儲けることが、現在ではできなくなっている。このようにしてインドラマユの米商人組合(Bond van rijsthandelaren)は、ルンブン制度に対する妨げとなっている。」[Resume 1906：178]と、米商人による反対の動きが続いた。これらの階層の人々は、明らかにこの制度を自らの利害に対立するものと見なしていたのである。

しかし、こうした動きにもかかわらず、この設立によって、①民間稲商人が前貸しの利子を引き下げた、②デマック県では安い時期に稲を買い上げて高い時期に地域住民に販売することを行ってきた商人が、その営業を止めてしまい、他地域への米輸出に切り替えた、③インドラマユ県ではイジョン制度における前貸しが稲1ピコル当たり f 1 から f2.25へ上昇した[M.W.VI a:36]という、農民に有利な効果も生まれたのであった。

#### (2)農民の稲米販売の様々な形態

いずれにせよ、これらのことは20世紀初における農民の稲米販売が極めて活発だったことを示している。それではそれはどのような形で販売されたのであろうか。ハッセルマンは『福祉減退調査』のデータをもとに、①作物の収穫前に田圃でなされる場合(テバサン)、②買い上げ者に対して道路沿いでなされる場合、③稲米専門市場でなされる場合、④その他の方法、例えば精米所に対してなされる場合に大別しているが[Hasselman 1914:12~13]、実際にはもう少し複雑であり、さらにその農民にとっての意味も多様である。以下では県報告の記述に基づいて作成した表4にしたがって、その特徴を見ることにしたい。

##### (a)テバサン、田圃での販売の少なさ



marang 198]), デマック県(「早植え稲は田圃で売られる。なぜなら、それが熟する頃には稲に対する需要が多いからである。」[ibid.]などでは、テバサンとは明示されていないが田圃で稲を販売することが盛んであるが、やはり乾季米や早稲が対象になっている。

要するにこれらの形態での販売は市場に稲が少ない時期に集中しており、買い上げ者側の稲を早期に安値で確保し高値で販売しようとする商業的動機が背景にあるといえよう。

ところで、こうした形での稲販売が少ない理由について、ハッセルマンは古いジャワの慣習的観念と相容れないことを上げている[Hasselmann 1914:12~13]。県報告を見ると、特にバンテン理事州ではこれがタブーであるようで「水田での販売はほとんど知られておらず、多くの農民は禁止(pantang,pamali)のために(稲を)保持する。すなわち、稲は販売に移るより前に先ずルンブンに運ぶように定められている。」と報告され、同理事州のレバック県では「収穫された稲を田圃で販売すること以外にも、未収穫の稲や乾燥のために掛けてある稲を販売することも禁止事項(pamali)である」[M.W.L.Banten 198]といわれる。<sup>(7)</sup>さらに東ジャワのルマジャンでも「稲の販売は田圃で行われることはないが、それは迷信が原住民を踏み止まらせるからである。収穫は先ず家に持ち帰ってスラメタンを行う。」[M.W.L.Paseroean 198]という。

ただ同時に、グロボガン県では「テバサンは行われない。収穫直後に華人に大量の稲を非常に安値で売ってしまう習慣は、1902年にデサ・ルンブンが導入されて以降なくなった。先ず、それが満たされ、その後に住民は彼等の稲を売ることが許可される。」[M.W.L.Semarang 198]と、ルンブン・デサの設立によってテバサンがなくなったことが報告されており、先に上げた政府の諸対策が収穫前やその直後の販売を少なくした可能性を考える必要がある。

## (b) 精米所に対する販売

次に精米所に対する販売について見よう。ハッセルマンは精米所があるのは12県で軒数は100としているが[Hasselmann 1914:178]、表4に示されるように県報告を検討するともう少し多い。地域的には西ジャワに集中しており、経営者の大半は華人である。

さて、精米所は原料稲確保に際して1930年代には一般に仲介商人を利用したが[植村 1997:52~53]、20世紀初の段階でもクラワン県では「多数の華人精米業者が原住民の稲買い上げ者を使っている。彼らは精米業者から稲買い上げのための無利子の前貸し金として(精米業者の富裕さに応じて)f50~f200を受取り、稲は住民から少量ずつ買い上げられ、精米業者に市価で引き渡される。彼らは一定量の稲を買い上げるとそれを精米業者の所へ運び、精米業者は市価にもとづいて価格を支払う。この前貸しが完済されるのは、稲あるいは米が乏しくなって買い上げが停止される年末になってからである。」[M.W.H.Batavia 366]と、それが行われていた。同様の事例はバンドン県[M.W.L.Prianger 198:200]、バイテンゾルフ県、クラワン県[M.W.H.Batavia 368:394]でも報告される。

しかし、特徴的なことは農民が自分で精米所へ搬入する場合が多く見られることである。セラン県では「大量に販売する場合には、稲所有者は生産物を自分で稲の買い上げ場所、ここでは精米所に運ぶ」[M.W.L.Banten 198]と報告される。<sup>(8)</sup>バニユワンギ県でも「本県の5精米所は住民から米と稲を買い上げるが、住民はそれを精米所へ来て提供する。」[M.W.H.Besoeki 394]と、同様のことが報告される。またスカブミ県でも、稲の大半は15ある精米所や農企業に直接販売されるという[M.W.H.Prianger 368]。

この原因の1つとして上げられるのは、先に引いたクラワン県の報告に「これらの華人による

と、この仲介者が前貸しを完全に返済できず、この結果、華人はそれを自ら埋め合わせねばならないので10~20%の損失を出すことも珍しくはないという。前貸しは信用に基づくものであり、成文化された協定はない。この損失のために、これらの華人は原住民仲介者を次第に持たないようになっていく。」[M.W.H.Batavia 366]とあるように、仲介商人が必ずしも精米所側の期待通りに機能していなかったことである。

したがってまた、前貸しによる買い叩きも多くなかったようである。レバック県では「稲は現金支払いで住民から買われる。この産業につきものの、収穫前の作物に前払いをするなどの不正は、現在に至るまでは現れていない。」[M.W.H.Banten 394]、スカブミ県では「青田買いが行われたという情報はなく、狂わせた秤で重さを計ったという不正があったくらいである。しかし住民は直ぐにそれを見破って、そのような業者には二度と稲を売らなかった。」[M.W.H.Prianger 394]といわれる。同様にバンドン県でも、精米所による前貸しは多くないとされる[M.W.L.Prianger 200]。

したがって精米所と農民との関係は、売り手市場だったようである。例えば、精米所間の稲米買い上げ競争が激しく、それが農民に有利に働いたことが報告されている。スカブミ県では「1904年、本県には計15の精米所があり・・・この年、住民はこれらの精米所に24,026t<sup>9)</sup>の稲を・・・f1.80~f2/t<sup>9)</sup>で売った。精米所間の激しい競争の結果生じた稲価の高値は、農民に非常に有利に働いた。」[M.W.H.Prianger 394]、バンデグララン県でも「精米所の設立以来、価格上昇が観察されるが、これらの精米所は殆どが1898年以降に操業を開始した。稲価はかつてはf2だったが現在はf2.50、f3.00に上昇している。稲が不作だった1903年には、価格はf3.50にまで上昇した。」[M.W.L.Banten 199]とある。<sup>(9)</sup>

こうして見ると、20世紀初の段階では精米所はなお流通システムとして十分には確立していなかったように思われる。設立されて日が浅いものがあること、大半が水牛を動力とするものであることから営業規模も決して大きくはなかったこと<sup>(10)</sup>、営業停止あるいは倒産に追い込まれた事例がいくつも見られること、そして全体として数も少ないこと<sup>(11)</sup>などが、その現れである。それゆえ、精米所は後の時期に一般化したような、仲介者を利用した前貸しによる大規模な買い付けによって農民経済を支配する存在には至っていなかったと考えられるのである。

#### (c)道端での販売

道端での販売も、テバサンや精米所と同様、基本的には村落外部の商人に対するものである。例えばバンドン県では「道端で待つ買い上げ者に対する販売は、大抵が精米所のために、その近くで行われる。」[M.W.L.Prianger 198]、ボジョネゴロ県では「買い上げは道端で、商人達がパッサールあるいは人口密集地(bevolkingscentrum)へ到着するずっと以前になされるが、それはこの取引ではなお激しい競争があるからである。」[M.W.L.Rembang 198]といわれる。そして買い手の多くは、マラン県の報告に「道端での買い上げ者は普通は華人である」[M.W.L.Pasoeroean 198]といわれるように華人だった<sup>(14)</sup>。また、ここでは米が販売されることもあり、ルンブン・デサの導入によってテバサンがなくなったグロボガン県でも、住民はいったんルンブンに運んだ稲を米に搗いた後、道端やパッサールで秤を持って座っている華人に販売するという[M.W.L.Semarang 198]。

#### (d)市場での販売

次に市場での販売については、先ず稲専門市場が少ないことが特徴として上げられるが、稲は一般市場でも販売され、ハッセルマンによるとその多くには稲販売のための特別のコーナーがおかれているというから[Hasselman 1914:12~13]、その

こと自体には特別に大きな意味はないと考えられる。<sup>(15)</sup> 実際、専門市場のないプマラン県では「全てのパッサールで稲を常に手に入れることができ」[M.W.H.Pekalongan 368]、「パッサール近くのデサでは、しばしば稲の半分以上がそこで販売される。」[M.W.L.Pekalongan 198]、またグリッセ県では「Bandjaranjarのパッサールでは、収穫期に大量の稲が取り引きされる。」[M.W.H.Soerabaja 368]と報告されるように、多くの一般市場で大量の稲が取り引きされていた。そしてこの場合、トレンガレック県で「これらのパッサールでは買い上げ者は殆どが華人」[M.W.L.Kediri 198]であるといわれるように、外部商人、特に華人が買い付けに来る事例も見られた。

しかし、全体としては市場での販売は稲よりも米の形の方が盛んである。特にラモンガン県にはいくつかの米専用市場があり、中でも Lamongan と Babat の市場が重要で[M.W.H.Soerabaja 368]、この2市場や Kedoengpringの市場では、市の立つ日毎に数千ピコルが取り引きされる[M.W.L.Soerabaja 198]。またインドラマユ県では一般に稲の形での取引は少なく、市場ですつと重要なのは「白い搗かれた、荒く精米された米の形での取引であり、これに対してはインドラマユの商人からの需要が大きい。」[M.W.L.Prianger 198])とあり、ウォノソボ県では「米は地域的にパッサールで商われるが、それは域内消費、あるいは輸出向けである。輸出向けの米は買い上げ者によって買い上げられ、彼等の手でよそに輸送される。」[M.W.L.Kedoe 198]と報告されるが、これらの地域では外部商人が介在して、域外あるいは外国向け輸出のための大規模取引が行われていたようである。<sup>(16)</sup>

ただ、米販売の場合には「(プマラン県の Randoedongkal, Banjoemoedal, Watoekoempoel 郡では)一般に稲は販売されず、現金が必要になると(稲の一部)を米に加工してパッサールで売る。」

[M.W.L.Pekalongan 198]というように、農民が現金の必要に応じて少しずつ精米して販売する形が多いようである。このような形が取られる理由としては、「稲は概して小量で売ることはできないが、米はできる(プロボリンゴ県)」[M.W.L.Pasoeroean 198]、「パッサールでは米の方が稲よりも売りやすい(ジャバラ県)」[M.W.L.Semarang 198]ことに加えて、「(セラン郡では)人々は、米を搗いて少しずつパッサールで売の方が(稲での販売より)有利であると考えている。(セラン県)」[M.W.H.Banten 394]あるように、農民にとってその方が有利であるという事情が上げられよう。

#### (e) デサ内での稲販売

デサ内での稲販売は、一般にルンブンや稲所有者の自宅で行われた。大土地占有者がデサ住民に対して信用貸しによって販売する(クブメン県)[M.W.L.Kedoe 198]、米販売を仕事にしているデサ住民に対する販売も行われる(シダルジョ県)[M.W.L.Soerabaja 198]という形で相手が同じデサの住民の場合もあるが、セラン県[M.W.L.Banten 198]、スラバヤ県[M.W.L.Soerabaja 198]、スムヌップ県[M.W.L.Moedoera 198]、パスルアン県、バンギル県、クラクサーン県、ルマジャン県[M.W.L.Pasoeroean 198]など、多くの場合には買い手は外部からやってくる商人である。中でもルマジャン県では「稲商人や買い上げ者(外人、原住民、華人及びアラブ人)は・・・仲介人(bakoel)を稲を所有する者の家に派遣して、稲を買い上げるのが普通である。年々、大量の稲が買い上げられる。」[ibid.]と、大規模な買い付けが行われていた。

以上、農民がどのように稲米を販売するかを概観してきた。特徴的なことは、こうした盛んな販売が窮迫の販売という性格を持ちながらも、収穫直後の販売が比較的少ないこと、精米所へ自ら搬入すること、米の形での販売が多いことなどに示されるように、不利な形での販売をなるべく避け

ようとしていることである。このことは、政庁による対策が一定の成果を上げているのではないかと思わせる。また、一般に『福祉減退調査』が実施された1904～05年は世紀転換期以来の経済の不調が回復期に入った時期であるとされるが、このことが影響している可能性も考えられよう。いずれにせよ、地域毎の細かい検討は今後の課題である。

### 3、ジャワ米流通の担い手

これまで述べてきたような形で農民が販売した稲米は、域内、あるいは域外に流通するのであるが、本節では流通の担い手について検討したい。

#### (1)外国輸出

既に述べてきたところからも明らかなように、ジャワ米の一部は外国向けに輸出されていた。蘭印商業舟運公式統計によると、19世紀末～20世紀初の10年間の米輸出量は表5の通りである。また、表6は1906年における主要港別輸出量を示している。

このように、この時期には毎年かなりの量がコ

表5 ジャワ・マドゥラ の米輸出量 表6 1906年主要港別の米積み出し量

	輸出量
1897年	19,008,806kg
1898年	36,820,871
1899年	46,216,614
1900年	37,410,865
1901年	34,928,215
1902年	39,148,995
1903年	36,223,980
1904年	45,838,401
1905年	43,012,835
1906年	44,279,315

出所：M.W.V\*：140

港	積み出し量
Batavia	12,382,779kg
Pananoekan	988,344
Indramajoe	29,593,965
Cheribon	-
Tegal	35,063
Pekalongan	-
Semarang	-
Soerabaja	135,311
Pasoeroean	581,700
Probolinggo	81,400
Banjoewangi	477,424

出所：M.W.V\*：140

ンスタントに外国向けに輸出されていた。これらは最上級米(特に私領地の米)だけが対象とされ、機械搗き米だけが買い上げられるのが普通で、それ以外の場合には輸出業者が機械で精米した [Hasselman 1914:14～15]。また、外国輸出だけのた

めに優れた苗から栽培を行うことが各地で増加しつつあるともいわれる [M.W.V\*：141]。

これらの輸出米の集荷方法は次のようであった。まず、最も輸出が多いインドラマユでは「いわゆる tjoeke-rijst、すなわち輸出向けの米(有名なインドラマユ米)が、大量に欧人商人の手で買い上げられるが、彼等は華人仲介者(handelanger)を利用」という [ibid.:134]。

次にバタビアの私領地では、既にかなり以前からタンゲラン県からの Karangserang米が人気のある輸出品で、米粒の大きさの揃った殆ど割れたものを含まない混ぜ物のない米として評判が高かった。これに続いて、次第に上質の Karangserang米種籾を使った栽培が、同県内の Kramatや Moeck、メーステリス・コルネリス県の Telok Poetjoeng、クラワン県の Telok djambe など近隣の私領地でも始められた。栽培に際しては、単一の種類の米の栽培と収穫にとりわけ注意が払われたが、それはこの米がヨーロッパ市場でよく売れ、高値が付くこと、他方、普通のジャワ米は多くの品種を混ぜて栽培されるのであまり望まれないからである。私領地所有者は自ら費用を負担して農民に種籾を提供し、凶作になった場合には栽培者に生存用に必要な米を保証することにより、栽培を奨励したという [ibid.:141]。

クラワンからは「半加工で銀色の外皮を被ったいわゆる petjahkoelit米」が供給され、「オーストラリア市場にのみ向けられ、栽培は利益が大きい」が、それはこの米の輸入関税がオーストラリアの精米所の要求に沿って「完全に加工され精白された物よりずっと安」かったからである。またテガルでは、ヨーロッパ資本の中国・ジャワ輸出会社 (China and Java export Co.) が蒸気力を利用する精米所を設立して以降、1906年に輸出が開始されたが、同社はテガルとブレベスの住民と華人大商人から品質の良い種類の稲を選んで買い上げており、特定の地方で農民が特別な手間をかけて栽培

したものではないという[ibid.]。

他方、スラバヤ港から輸出されるのはクディリ、クルトソノ、パスルアン、ルマジャン、タングル、ジュンブル、バニユワンギで集められる、殆ど全てがほぼ完全な米粒(破砕率5%未満)からなる一級米で、機械式精米所で加工されたものだけである。これらはヨーロッパで更に精米と磨きをかけられる。最上級品として評価されるのはジュンブル産の完全で短く幅広の米粒を持つものであるが、これ以外にも米粒がより長く、上質のインドラマユ米、ロンボク米に似たものはオランダ以外のヨーロッパ諸国でも売れ行きが好調であり、買い付けに際しては東端地方で穫れる通常の晩稲よりも1ピコル当たりで f0.50～f1 高い価格を払うという[ibid.:141～142]。

東端地方からの輸出は、パスルアンからはブルット社(naaml.ven.van koophandel tot exploitatie van het koffie droog-,pel-,sorteer- en afscheep-etablissement Poeroet)、プロボリングからはプロボリング精米会社(naaml.ven.nijstpellerij Probolinggo)という、いずれもヨーロッパ資本の会社によって行われる。後者の輸出来は蒸気精米所で加工されるが、特定地域で特に輸出向けに栽培されたものではなく、また買入れに際して特別に高い価格を払うのではない。しかし、最上種のみを選択して輸出するという。またバニユワンギからの輸出は、1905年からヨーロッパ人経営の Lemabang 精米所(Rogodjampi郡)によって開始されたが、船積みされる米はこの地域では "pertoeloeng-padi" として知られ、同郡の13のデサで特別に栽培されるものである。同社のオーナーはこの米を最初 Badean村で見つけ、試験的にオランダに送ったところ好評を博したので、通常価格より高く買入れられるという条件で他の村でも栽培を奨励し、必要な種籾は供出される稲の中から最良のものを選定して農民に提供したという[M.W.V<sup>a</sup> : 142]。

このように、外国向け輸出では選ばれた最良米

が農民から華人仲介業者や私領地所有者の手を経て、あるいは直接にヨーロッパ資本の輸出業者に渡されたのである。

## (2)内地流通

### (a)華人の稲米流通支配

M.W.V a [134]によれば、稲米の内地流通を支配したのは基本的に華人であるが、大土地占有者である現地人商人の参入も見られ、特にパチタン県では完全に現地人の手に握られ、また東端地方ではマドゥラ人商人が活躍しているという。

華人の流通支配はこれまで述べてきたところから明らだが、県報告にも「スマラン県における米取引は非常に重要であるが、東洋外国人の手にある。農民は彼等が求める必要に応じて連続的に収穫の全部を売る。他方、東洋外国人、特に華人はスマラン市その他に輸送するために、米を内地市場のどこでも買い上げ貯蔵するのであるが、そこには米に対する大きな需要がある。」[M.W.H.Semarang 359]といった記事が見られる。<sup>(17)</sup>

また表7に示したサラチガ県の稲米取引に関する1904年のデータは、華人の優位を具体的に示し

表7 サラチガ県における稲米取引状況(1904年)

	郡	商人数	稲買い上げ量	籾買い上げ量
原住民	Ambarawa	16	-	899
	Oenganan	7	50	710
	Salatiga	38	828	3,280
	Tengaran	149	10,558	5,164
	合計	210	11,436	10,053
欧人	Ambarawa	-	-	-
	Oenganan	6	-	9,030
	Salatiga	2	-	250
	Tengaran	-	-	-
	合計	8	-	9,280
華人	Ambarawa	13	-	17,870
	Oenganan	6	-	3,350
	Salatiga	27	210	27,450
	Tengaran	-	-	-
	合計	46	210	48,670

単位：ピコル

出所：M. W. H. Semarang 359

ている。この県では籾が稲穂から脱落しやすい籾(padi kretek)が大量に栽培されるため取引の大半は籾の形を取るが、それについては華人が圧倒的

に優位に立っており、商人1人当たりの初買い上げ量は現地人商人の22倍に達する。

ただ、表示のように「原住民商人」もかなりの取引に従事している。この県で初取引に従事するのは、主として Tengaran 郡の若干のデサ首長であるが、彼らは自分のデサ内で収穫される稲を非常に安く入手できる。またデサや県都にすむ富裕なハジたちも収穫直後に15~800<sup>レ</sup>コルの範囲で買い上げを行い、価格が高騰する田植え期に販売して非常に利益を上げているという[M.W.H.Semarang 359]。

そして各県報告の住民商業に関する質問項目359に対する回答を検討すると、稲米が買い上げ農産物品目中に含まれないのはバイテンゴルフ、プロボリング、ポンドウォソのみであり、それ以外の県ではいずれも重要な商品とされる。以下では、稲米取引に現地人商人がどのようなかわりを持っていたかを検討したい。最初は、大商人が大きな役割を果たしている事例である。

#### (b) 現地人大商人と米取引

現地人の大商人は各地に見られるが、彼等は先に上げたサラチガ以外でも、特にマジャランカ県や東端地方各地及びマドゥラで稲米取引に重要な役割を果たしている。

まず、マジャランカ県では次のように述べられる。「米取引は、主として原住民金貸しの手にある。稲は田圃にある作物に対して前貸し(f1.00<sup>レ</sup>コル)を与えることで、彼らの手に集中する。違反すれば契約無効で処罰されることによって禁止されている『イジョン契約』を避けるため、土地がf10~f15<sup>ガ</sup>ウで借り入れられるが、私的契約により収穫時に10~15<sup>レ</sup>コルの稲を提供することを条件にして占有者に再貸し付けされる。このことは特に県北部、すなわちDjatiwangi郡のLigoeng、Djatiwangi副郡、Radjaloe郡のPendjalin副郡北部に生じるが、他の地域では減多にない。・・・稲商人が稲不足を来した場合には、主として

Ligoeng副郡(Djatiwangi郡)で買う。彼等はそこで多くの水田も借り入れているが、それらは貸出者によって分益小作(paparon)で耕作される。貸出者が端境期のために再び稲または現金を借りた場合には、しばしば全収穫を引き渡さねばならない。主要な原住民稲商人は Soekahadj副郡に住む合せて年間推計額約f5,000の取引を行う2人のハジと、700~1,000<sup>レ</sup>コルの稲を貯蔵する Radjaloe副郡の何人かである。それ以外の意味ある規模の稲取引は華人によってなされる。」[M.W.H.Cheribon 359]

ここでは、高利貸しが土地を借り入れてそれを直小作させることが特徴的である。同様の形態は東端地方のパスルアン県でも見られ、「大商人と見なすことができるのは、魚を扱う(男女の)商人と稲商人(男子)のみである。後者は主としてハジであり、稲を買い上げるのではなく土地を借り入れ、それを分益小作(pertelon)で住民に耕作させる。・・・これらの稲商人は稲を高値の時期にしか売らないのが普通であり、これによって25~30%の利益を手にする。」[M.W.H.Paseroean 360]と報告される。大商人がハジであることも共通している。

他方、東端地方では稲米を買い上げる大商人の活動も見られる。ルマジャン県では「価格の安い時期に大量に稲を買い上げ、後にそれより多く新収穫から返済させる条件でそれを貸し付けるハジ」[ibid.]がおり、またジュンブル県では「稲と米は本県から大量に出ていくが、その大半は原住民大商人の手で、ここでは toekang-koelak と呼ばれる代理人、すなわち買い上げ者の助けによって買い上げられる。彼等は作物を一定の価格で提供しなければならぬ。したがってそれ以下しか金を使わなかった場合に、彼等は稼ぎを手にする。」[M.W.H.Besoeki 360]という。そして後者では「原住民大商人、特に稲米商人は、よその商人と関係を持っており、取引のために他の商業地にも出か

けるが、スラバヤより遠くへ行くことはない。」  
[M.W.H.Besoeki 361]とあるように、その活動範囲はスラバヤにまで至っている。もっとも、これらの大商人は「稲米の買い上げのために、原住民大商人は前借りを、たいていはよそに住む華人からするが、それはその金額に対して kojan 当たりで普通は当地の市場価格より f 1 安い額で計算した量の稲を提供するという条件による。」  
[M.W.H.Besoeki 362]とあるように、金融的には華人に対して従属している。

さて、東端地方での現地人大規模稲米取引の特徴の1つは、マドゥラとの関係が強いことである。例えばパニユワンギ県では、バリ島から輸入した稲米を主にマドゥラ向けに再輸出するという投機的取引が行われる[ibid.]。またルマジャン県では、マドゥラやプロボリングからやってくるマドゥラ商人が主として Ranoelemongan 郡で稲とトウモロコシを買い上げて荷車で輸出しているといわれ[M.W.H.Paseroean 359]、プスキ理州では「原住民によって行われる商業の主たる部門は、農産物取引、主として稲とトウモロコシである。後者の産物は、マドゥラからの買い上げ者によって買い上げられるのが普通である。マドゥラからの土器その他の販売者は、それを稲と交換して故郷に運ぶ。」[M.W.H.Besoeki 359]という。そしてマドゥラには、パメカサン県(「県都および沿岸デサには、大商人といっても良い若干の原住民がいる。彼等は住民からヤシ、果物、タマリンド、塩漬魚や乾し魚、豆油などを買い上げてそれをジャワへ輸出し、他方で彼等のプラウに米、稲、トウモロコシ、ガンビルなどを積んでジャワから戻ってくる。」[M.W.H.Madoera 360])、スムヌップ県(「米、トウモロコシ、チーク材、鉄製品その他を扱う若干の商人(同時に商船主でもある)・・・などが、大商人と呼ぶ。」[ibid.])、サンパン県(「県都サンパンと南海岸のデサ・マドゥガン、カランピナンには、大商人に数えうるハジなどがい

る。彼等は大量の産物をジャワに輸出し、彼等のプラウは米、稲、トウモロコシ、チーク材、ガンビル、煙草などを持ち帰る。」[ibid.])と、各県にジャワ米を扱う大商人がいる。彼等はプラウ所有者である点で共通している。<sup>(18)</sup>

この他、バンドン[M.W.H.Prianger 360]、チラチャップ[M.W.H.Banjoemas 362]、ケドゥー[M.W.H.Kedoe 360]、トレンガレック、ベルベク、プリタル[M.W.H.Kediri 360]、マディウン、マゲタン[M.W.H.Madioen 360]などの諸県で、稲米を扱う現地人大商人の存在が指摘されている。

なお、「原住民商人が完全に米取引を支配している」とされるパチタンは、米輸出はなく[M.W.E.Madioen 203]、「収穫は普通、自家消費用に保存され、郡から郡への輸送がある程度である。稲はパチタン市の市場で取り引きされるだけであり、それ以外は米の形で販売され、常に少量」[M.W.L.Madioen 198]であり、前貸しもない[M.W.L.Madioen 200]とあるように、稲米取引は決して盛んな地域でない。したがって、現地人大商人が稲米取引を支配していたのではなく、取引の少なさのゆえに華人の介入がなかったと考えることができよう。

#### (c) 現地人中小商人の稲米取引

以上の大商人による稲米取引とは別に、各地でさらに多数の中小の現地人商人が稲米取引に関与している。例えばテガル県のテガル監督官区ではバクル(bakoel)と呼ばれる商人の手で少量ずつ、50ピコルから多くともせいぜい150ピコルまでの米が買い上げられ、再び販売されるという[M.W.H.Pekalongan 359]。またセララン県では、「(パッサール、主としてRangkasbetongでは米は少量は原住民ワルン所有者と原住民商店主が買い上げる。原住民商店主は米を地域の消費のためやバタビア向け輸出のために再販売する。本来の風味での原住民買い上げ者はこれ以外にはいない。米取引は収穫直後の市の立つ日に最も盛んにな

る。」[M.W.H.Banten 359]という。またバスマン県で「米のかなり大量の買い上げと販売(普通、華人に対しての)は、収穫期にだけ、営業資本としてf10～f15程度を持つ何人かの原住民の手で行われる。彼等は買い上げのために朝、売り手の女を道端に座って待つ。」[M.W.H.Pasoeroean 359]と報告されるように、稲米を買い上げて華人商人に転売する場合もあった。

しかし、最も特徴的なのは女性商人による米の小規模な販売であろう。M.W.V a [135]によると住民に対する米販売は12月に始まるが、数千人の女性が各理事州でこれに従事し、合計すると数百万ピコルが販売されるという。彼女たちはこのために「自家稲あるいは借り入れた稲を搗き、それを販売し、再び新しいストックを買い入れたり借りたりする。(マジランカ県)」[M.W.H.Cheribon 359]、あるいは「5～10束の稲を商人から買い、それを搗いて米にして、それを持ってパッサールに向かう(バスマン県)」[M.W.H.Pasoeroean 359]、「県都や郡庁所在地、及びパッサールの近くに位置するデサでは・・・2～3ピコルの量の籾の買い上げに従事する(サラチガ県)」[M.W.H.Semarang 359]のである。もっともその目的は「その利益で必要なものを買い入れることができるようにするため」[M.W.H.Pasoeroean 359]であり、その稼ぎは「極めて僅か」[M.W.H.Cheribon 359]に過ぎなかった。しかし、こうした小規模な米取引が、末端における米取引を支えたのであった。

#### おわりに

本稿では、『福祉減退調査』を主要な史料にして20世紀初めのジャワ・マドゥラの稲米流通の若干の特徴を考察してきた。この史料の検討を始めるに際して米余り県と不足県では流通のあり方が異なるのではないかと予想したのであるが、実際にはそれほど単純ではなく、地域的類型を設定することは現段階ではなお困難である。今後、本稿で

検討した以外の諸要素をも考慮に入れながら20世紀初めの流通のあり方をさらに詳細に地域毎に検討することが必要である。また、筆者は本稿で扱った時期以降に稲米流通はさらに盛んになると考えているが、ここで指摘した特徴がそれによってどのように変化するかということも大きな問題である。これらについては、いずれ別の機会に考えてみたい。

#### 註

- (1) 例えばバンデグラン県では、「稲収穫の盛期が3回ある。5～6月頃(雨季作)、10～11月(東モンsoon期作)、1～2月(tegal tiparでの栽培)、この中間の時期にも収穫されるので、ほぼ年間を通じて稲の収穫が行われ、普通は収穫期に先行する不足は生じない。」[M.W.L.Banten 199]といわれるように、端境期がないこと、陸稲の収穫があることが輸出を可能にした条件であると思われる。
- (2) なお1910年代後半期の調査に基づいて作成された Landbouwatlas II 1926[tekst 88]によると、米余り県としてセララン、バンデグラン、メーステル・コルネリス、クラワン、タンゲラン、インドラマユ、チアンジュール、スメダン、プレベス、デマック、チラチャップ、ブルウォケルト、ンガウィ、モジョケルト、ジョンバン、ルマジャン、クラクサーン、ポンドウォソ、パナルカン、パニユワンギの21県、不足県としてバタビア、スマラン、バンジャルヌガラ、グヌン・キドゥール、パチタン、スラバヤの6県が上げられている。『福祉減退調査』からこの調査に至る間に行政区画の再編が行われており単純な比較はできないが、米の過不足の地域構造は基本的にはそれほど大きくは変わっていないように思える。ただ、例えばスマラン県が『福祉減退調査』では米輸入なしだったのに Landbouwatlasで

は米不足県に分類されているなど、幾つかのケースでは変化が見られる。その理由については、今後の検討課題である。

- (3) 外米輸入はもちろん米不足県でも多く見られるが、この場合にも価格が内地米に比べて安いことが理由になっているケースが多い。例えばスラバヤ県では、「サイゴン米消費が増加したが、それは内地米より安く、内地米を人々は換金する方を望むからである。デサの人々が稲を換金する機会が多く、またそれが増加したので次の収穫期にはしばしばストックを全部売ってしまっていることによって、質は劣るが値段の安いサイゴン米を利用することになる。」[M.W.E.Soerabaja 73]と述べられ、スムヌップ県では「以前と同様に、現在でも沿岸で大量の外米を輸入している。消費量が生産量を上回っていることと、ジャワ米が高いからである。」[M.W.E.Madoera 73]といわれる。そして、マラン県で「外米は住民には好まれないので、それを買うのは必要に迫られてである。」[M.W.E.Pasoeroean 73]といわれるように、外米は住民に人気がなかったのも、ある地域で内地米価格が低下すればそこへの外米輸入は減少した。例えば、スマラン・チェリボン蒸気軌道開発会社(Exploitatie der Semarang-Cheribon stoomtram-maatschappij)社長代理の調査報告によると、プカロンガン理事州はスマラン、チェリボン経由で1901年には外米を大量に輸入していたが、輸送コスト引き下げによってジャワ米がそれに対抗できるだけの価格になったことによって1902年から減り始め、1903年、04年には取るに足りない量に至ったという。詳しくはM.W.E.Pekalongan 73を参照。
- (4) バンテン理事州全県、プリアンゲル理事州全県、チェリボン理事州全県、チラチャップ、テガル(一部のみ)、スマラン、サラチガ、パ

ティ、クドゥス、ブルウォレジョ、マディウン、トゥバン、ボジョネゴロ、サンバン、トレンガレック、ベルベク、マラン、クラクサーン、ルマジャン、及びブスキ理事州全県の計37県。

- (5) もっともここでは、アルディング(Carpentier Altling)の1904年の報告によると「土地占有が極めて細分化されており、稲の収穫が1～3ヶ月の必要しか満たせない、例えばクドゥスやデマックのような人口過密地帯や、商品作物栽培に多くの労働が向けられる所」では設立が困難であったといわれる[Cramer 1929:49～50]。
- (6) ただし、アニヤル(「地域で栽培される稲の販売はほとんど行われぬが、それは自家消費に供するのにはほぼ十分であるからだ。」[M.W.L.Banten 198])、インドラマユ(「稲は概して取り引きされない。」[M.W.L.Cheribon 198])、ガル(「稲収穫で換金されるのは小部分に過ぎない。」[ibid.])、クニンガン(「稲販売はない」[ibid.])、プマラン(「収穫の小部分が手放されるだけである。」[M.W.L.Pekalongan 198])、スマラン(「収穫は大半が自家消費向けである。地域の消費のために、小部分のみが販売される。」[M.W.L.Semarang 198])、ケンダール(「概して稲は自家消費のために貯蔵される。」[ibid.])、クドゥス(「クドゥス、チェンドノ、テンゲレス郡では収穫の小部分のみが売られ、山間デサでは全く売られない。ウンダーン郡では収穫の一部が売られるだけである。」[ibid.])、ブルウォレジョ(「一般に自家消費向けである。消費に必要な以上の稲を持つ富裕者は、高い時に大半を売る。余り豊かでない者は、スラメタンなどのために現金が必要な場合だけ、稲を売る。」[M.W.L.Kedoe 198])、クブメン(「米は大半が自家消費向けである。小部分が必要な支出を埋めるためや負

債の返済のために売られるに過ぎない。」  
[ibid.]、パチタン(「収穫は普通、自家消費用に保存され、郡から郡への輸送がある程度である。」[M.W.L.Madioen 198])、レンバン(「普通、稲収穫の小部分が換金される。」[M.W.L.Rembang 198])、トゥバン(「稲収穫は、小部分が祝祭を行うために換金されるに過ぎない。」[ibid.])、ブローラ(「概して稲収穫の一部しか換金されない。」[ibid.])、パメカサン(「販売されない。」[M.W.L.Madoera 198])、スムヌップ(「一般に稲の販売は少ない。農民は販売できるほど多くの稲を持っていない。」[ibid.])、トレンガレック(「稲収穫はごく僅かの部分売られるに過ぎない。」[M.W.L.Kediri 198])など、販売が盛んでない地域もある。もっともインドラマユでは荒く精米された米の形での取引は極めて盛んであり、大半の住民は出来る限り大量の米を、時には持っている全てを売ろうとする[M.W.L. Cheribon 198]。

- (7) なお、これと関連して興味深いのは西ジャワの幾つかの県では稲のストックを常に貯蔵する方がよいとする観念が見られることである。例えばセラン県では、農民は次の収穫に至るまでの期間、常に自家消費用として十分なストックをルンブンに貯蔵しており、5～6年を経た古米(padi kawak)を再貯蔵することさえある。ルバック県では「稲は大半が自家消費のために貯蔵される。ルンブンには時に3、4、5、10、15年もの、時には30年もの稲(padi kawak)さえ見られる。これらの販売も禁止事項である。」という[ibid.]。さらにリンバンガン県では「特に Batoewangi、Kandangwesi、Nagara郡においては、多数の稲所有者は迷信からストックをいつも貯蔵する方がよいと見なしている。この迷信以外に、この独特の観念は、十分に満たされた稲倉庫

は、その所有者を彼の同僚の村民から一定程度区別させる一定の富裕さを示すという事情にもよるものである。」と述べられる[M.W.L.Prianger 198]。

- (8) ただし、この県の精米所はバンデグララン県でも大量の稲を購入しており[M.W.H.Banten 394]、この場合には何らかの仲介者が機能していると考えられる。
- (9) 同様に、セラン県の監督官もセラン郡の3精米所が県内で買い上げる稲の価格は「少なくとも以前に比べると高い」こと、また「既に数年に亘って10年前より1.5倍以上に達している稲米の高価格が続いているのは主として精米所のせいである」とする情報があることを、報告している[M.W.H.Banten 394]。
- (10) 例えばレバック県の精米所は1902年に操業開始[M.W.H.Banten 394]、ブスキでは1903年後半からアラブ人経営の精米所が操業を開始したが、操業方式については未だ固まっていなると報告される[M.W.H.Besoeki 394]。また、M.W.VI f, bijlage 8 に引用される Koloniaal Verslagの精米所諸関係記事にしたがえば、華人経営の精米所が増加するのは1890年代以降のことである。
- (11) 例えばクラワン県では41精米所の内、蒸気機関を動力源とするのは1軒のみで、それも水牛と併用である。残りは全て水牛に頼っている[M.W.H.Batavia 394]。
- (12) クラワン県では1901～03年に多数の精米所が赤字を出したといわれ[M.W.H.Batavia 394]、また同県の住民 Nasehaが1898年に設立した精米所はハジから営業資本を借り入れた結果、負債が累積して営業停止に追い込まれている。さらに Ba Sanisahの精米所は15年間に亘って営業を続けてきたが、華人からの負債の結果、家と屋敷地、及び精米所施設自体を抵当に入れざるを得なくなった

- [M.W.H.Batavia 418]。さらにスカブミ県 Pelabohan郡にある欧人経営の一精米所は「立地が極めて悪く、年の大半は動力(水力)不足のために操業を停止している」[M.W.H.Prianger 394]という。
- (13) この時期の精米所数は100余りであるが、1930年には261、38年には500を数える[植村 1997 : 55]。
- (14) 同様のことはテガル県(特にテガル監督官区)[M.W.L.Pekalongan 198]、パティ[M.W.L.Semarang:198]、ウォノソボ県[M.W.L.Kedoe 198]でも報告される。
- (15) 稲専門市場が最も多いのはクブメン県(15ヶ所)であるが、「米は大半が自家消費分である。小部分が必要な支出を埋めるためや負債の返済のために売られるに過ぎない。販売はパッサールでなされる。」[M.W.L.Kedoe 198]とあり、市場での販売が主流ではあるが量は多くないようである。
- (16) 他にもバンジャルヌガラ県[M.W.L.Banjoemas 198]、ケンダル県[M.W.L.Semarang 198]、パスルアン県[M.W.L.Pasoe-roean 198]などでは販売が大規模に行われている。
- (17) 華人の優勢を伝える記事は、他にもセラン県、レバック県[M.W.H.Banten 359]、テガル県[M.W.H.Pekalongan 359]などでも見られる。
- (18) なお、マドゥラから東端地方へは年々多数の稲収穫労働者がやってくるが、彼等も現物支払いで得た稲をマドゥラに持ち帰っている[M.W.L.Madoera 203]。

[略号一覧]

植村 1997 : 植村 泰夫『世界恐慌とジャワ農村社会』(勁草書房、1997年2月)

Cramer 1929:J.C.W.Cramer, Het Volkscredietwezen in Nederlandsch-Indie,1929

EncyclopaedieIV:Encyclopaedie van Nederlandsch-Indie,2de druk,4de deel, 1921

Hasselman 1914:C.J.Hasselmann,Algemeen Overzicht van de Uitkomsten van het Welvaart=Onderzoek,gehouden op Java en Madoera in 1904-1905, 1914

Huls 1904 : G.F.K.van Huls,"De 'Loemboeng-Desa'in de residentie Cheribon"(Tijdschrift voor het Binnenlandsch Bestuur 26,1904)

Landbouwatlas:Landbouwatlas van Java en Madoera,deel II :tekst en tabellen,1926

M.W.E.:Onderzoek naar de mindere welvaart der Inlandsche Bevolking op Java en Madoera, samentrekking van de afdeulingsverslagen over de uitkomsten der onderzoekingen naar de Economie van de Desa in de residentie\_\_\_\_\_

M.W.H.:Onderzoek naar de mindere welvaart ..... naar Handel en Nijverheid in de residentie\_\_\_\_\_

M.W.L.:Onderzoek naar de mindere welvaart ..... naar den Landbouw in de residentie\_\_\_\_\_

M.W.R.:Onderzoek naar de mindere welvaart ..... naar het Recht en Politie in de residentie\_\_\_\_\_

M.W.V <sup>a</sup>:Onderzoek naar de mindere welvaart ..... ,V <sup>a</sup> Overzicht van de uitkomsten der Gewestelijke Onderzoekingen naar den Landbouw

M.W.V <sup>b</sup>:Onderzoek naar de mindere welvaart ..... ,V <sup>b</sup> Overzicht van de uitkomsten der Gewestelijke Onderzoekingen naar den Landbouw

M.W.VI <sup>a</sup>:Onderzoek naar de mindere welvaart ..... ,VI <sup>a</sup> Overzicht van de uitkomsten der Gewestelijke

Onderzoekingen naar den Inlandsche Handel en Nijverheid

M.W.VI<sup>f</sup>:Onderzoek naar de mindere welvaart . . . .,VI<sup>f</sup> Overzicht van de uitkomsten der Gewestelijke

Onderzoekingen naar den niet-Inlandsche Handel en Nijverheid,bijlagen

M.W.IX:Onderzoek naar de mindere welvaart . . . .,IX Overzicht van de uitkomsten der Gewestelijke

Onderzoekingen naar de Economie van de Desa

Mesman 1904 : J.W.Mesman,"De 'loemboeng desa'in de residentie Cheribon"(Tijdschrift voor het Binnenlandsch Bestuur 26,1904)

Reglement 1904 : "Reglement voor de desaloemboengs in de residentie Cheribon"(Tijdschrift voor het Binnenlandsch Bestuur 27,1904)

Resume 1906 : "Resume der Afdelingsverslagen en der Rapporten van den Adjunct-Controleur voor het Inlandsch Landbouwcrediet omtrent de werking van de Dessaloemboengs in de residentie Cheribon onder ultimo 1905"(Tijdschrift voor het Binnenlandsch Bestuur 31,1906)

付記

本稿は平成10年度科学研究費補助金(基盤研究(B)(2))「アジアにおける地域と地域間交流の史的研究」による研究成果の一部である。